

マンション管理状況届出事項変更等届出書

受付番号

☐新規届出からの変更 ☐更新届出からの変更

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例第15条第5項及び第16条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

殿

届出者

マンション管理組合

氏名

変更理由

☐変更 ☐建物の滅失その他の事由
〔 ☐建物を除却したため ☐区分所有建物ではなくなったため ☐その他() 〕

※変更があった箇所のみ記載してください。

マンションの概要

所在地 (住居表示)	〒 —		
マンション名	フリガナ		
管理組合の形態	☐ 団地管理組合である ⇒ ※団地管理組合である場合: 全 棟 (管理の形態) ☐ 棟別管理組合が中心となり、管理を行っている ☐ 団地管理組合が中心となり、管理を行っている ☐ その他() ☐ 団地管理組合でない		
戸数	全 戸	※団地管理組合の場合は、各棟の戸数を記載してください。	
階数	階		
新築年月日	(西暦)	年 月 日	
土地の権利	☐ 所有権 ☐ 借地権 ☐ 定期借地権 ☐ その他()		
併設用途	☐ なし ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他()		
管理形態	☐ 全部委託 ☐ 一部委託 ☐ 自主管理 ☐ その他() ※「全部委託」又は「一部委託」の場合は記載してください。		
	管理業者名 (支店名まで記入)	フリガナ	
	住所	〒 — 電話 ()	

管理不全を予防するための必須事項

管理組合	☐ ある ☐ ない		
管理者等	☐ いる ☐ いない		
管理規約	☐ ある ☐ ない	最終改正年 (西暦)	年
総会開催	年1回以上の開催	☐ ある ☐ ない	
	議事録	☐ ある ☐ ない	
管理費	☐ ある ☐ ない		
修繕積立金	☐ ある ☐ ない	m ² 当たり月額	円/m ² (月当たり)
修繕の計画的な実施 (大規模な修繕工事)	☐ ある ☐ ない	直近実施年 (西暦)	年

【記入上の注意点】

- 団地管理組合が届出を行う場合は、「記入の手引」を参照してください。
各棟の記載事項について、下線を付けた項目以外の内容が同一である場合は、各棟別に下線を付けた項目を御回答いただき、それ以外の項目は基となる1枚にのみ記載していただくことで、届出を受理します。
- 太枠内は、必須で回答が必要な項目です。

適正な維持管理に関する事項

長期修繕計画	☐ ある ☐ ない		最新作成年	(西暦)	年
	計画期間	年間	【(西暦) 年度 ～ 年度】		
滞納対応に関するルール	☐ ある ☐ ない		区分所有者等 名簿等	☐ ある ☐ ない	
空き住戸	【割合】 ☐ 0% ☐ ～5% ☐ ～10% ☐ ～15% ☐ ～20% ☐ 20%超 ☐ 不明 【戸数】 戸				
賃貸化住戸	【割合】 ☐ 0% ☐ ～5% ☐ ～10% ☐ ～20% ☐ 20%超 ☐ 不明 【戸数】 戸				
耐震化の状況	※1981年5月31日以前に建築確認を受けたマンションである場合のみ回答してください。				
	耐震診断	☐ 実施済 ⇒※実施済の場合: ☐ 耐震性あり ☐ 耐震性なし			
		☐ 未実施			
	耐震改修	☐ 実施済 ☐ 未実施			
設計図書	☐ ある ☐ ない		修繕履歴	☐ ある ☐ ない	

マンションの社会的機能の向上に資する取組に関する事項

防災への取組	自主防災組織	☐ ある ☐ ない
	防災マニュアル	☐ ある ☐ ない
	防災用品の備蓄	☐ ある ☐ ない
	避難行動要支援者名簿	☐ ある ☐ ない
	防災訓練の定期的な実施	☐ ある ☐ ない
バリアフリー化・ 環境への取組 又は実施	エントランスのバリアフリー化(スロープの設置など)	☐ ある ☐ ない
	共用廊下等への手すりの設置	☐ ある ☐ ない
	エレベーターの設置	☐ ある ☐ ない
	共用部分のLED化	☐ ある ☐ ない
	開口部の遮熱性能の向上(二重窓・外断熱等)	☐ ある ☐ ない
	電気自動車等用充電設備の設置等	☐ ある ☐ ない
地域コミュニティ の形成等の取組	☐ ある ☐ ない	
	例: 町会・自治会との共催事業・協力連携イベント(祭り・運動会・防災訓練・清掃活動等)	

連絡先

連絡窓口	属 性	☐ 管理組合理事長 ☐ 区分所有者等 ☐ マンション管理業者 ☐ その他()
	住 所	〒 電話 ()
	氏 名	フリガナ
	メールアドレス	※行政からのオンラインによるお知らせ等を希望する場合は、メールアドレスを記入してください。

【留意事項】

- 1 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例(平成31年東京都条例第30号)第3条第2項では、条例の施行及びマンションの適正な管理の促進を図るための施策の実施に当たって、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)が行う施策に対し、都は必要な支援を行うものとしています。
- 区市町村と緊密に連携し、情報の共有を図るとともに必要な支援を行うため、本届出内容は、同条第3項に定めるデータベースに記録するとともに、都と区市町村とで共有させていただきます。
- 2 御回答いただいた内容は、条例の施行のほか、マンションの建替えや耐震化の促進に関する施策の実施に当たっての基礎資料及び連絡先として利用する場合がありますが、行政目的以外に利用することはありません。

【受付欄】

受 付	年 月 日	備考	
担当者			